

「小規模事業者持続化補助金」における圧縮記帳について

平成25年1月16日

中小企業庁小規模企業振興課

小規模事業者持続化補助金においては、国からの補助金を原資として、補助事業者(全国商工会連合会)から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではないため、所得税法第42条または法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当するか、これまで質問が寄せられておりました。

これに対し、「小規模事業者持続化補助金」の執行にあたり、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるための補助金については圧縮記帳が認められる旨を国税庁に確認しておりますことをお知らせいたします。